

序 文

本県における赤土等の流出は、水産業や観光産業に影響を及ぼすばかりでなく、農業生産にとっても肥沃な土壤の流亡という大きな損失を与えている。

このため、県は平成6年10月に赤土等対策の遠大な事業に県民一体となって着手することを宣言し「赤土等流出防止条例（以下「条例」）」を制定した。

一方、県農林水産部は、赤土等の流出が大きな社会問題となりつつあった昭和54年に、これらの問題についての対策を検討し「土砂流出防止対策方針」を策定した。

その後、平成元年10月に、その対策方針を具体的かつ効率的なものとするため、これに改訂を加え「土砂流出防止対策基本方針（以下「基本方針」）」とし、対策を強化してきたところである。

しかし、今回の条例の制定によって、赤土等の流出問題は県民が一体となって取り組むべき課題となり、従来にも増してその対策を充実強化させる必要があった。

そのため、従来の「基本方針」を見直して、新たに「赤土等流出防止対策基本方針」を策定することとした。

このような流れの中で、土地改良事業等においても「基本方針」の実効性を確保するため、平成2年3月に「土地改良事業等土砂流出防止対策実施基準（一次試案）（以下「一次試案」）」を取りまとめている。

そして、平成4年3月に「一次試案」で記述された仮設沈砂池を中心に修正を加えて「土地改良事業等土砂流出防止対策実施基準（二次試案）（以下「二次試案」）」として改訂し、その対策を実施してきたところである。

今回の改訂は、条例制定を契機に従来の「二次試案」の構成にまで踏み込んで内容を強化すると同時に、条例との整合性を図るために大幅な修正を行ったものであり、「土地改良事業等における赤土等流出防止対策設計指針（以下「設計指針」）」として取りまとめている。

主な改訂内容は、

- (1) 赤土等流出防止対策の計画樹立及び施工にあたっての基本的事項を全文として枠内に示し、その具体的な説明を解説で記述した。
- (2) 基本的な理念については「二次試案」をベースにしているが、条例との整合性を図るために項目及び内容を大幅に修正した。
- (3) 赤土等流出防止対策を発生源対策と流出防止対策に分類し、その詳細について記述した。
- (4) 土砂流出量に降雨係数E_Iの値の概念を取り入れて、堆積土砂量を算定した。
- (5) 逆押し盛土工法についての内容を盛り込んだ。
- (6) 仮設沈砂池からの排出方法についての内容を新たに追加した。
- (7) 溪流水砂溜工や砂防ダムについての基本的な理念に一部修正を加えた。

等である。

本「設計指針」については、琉球大学や国を始めとして多くの関係機関に広く意見を求める内容の充実強化を図っているが、条例で「遠大な事業」と述べているように、今後とも社会情勢の変化や調査・研究等の成果により適宜改訂が必要となることが予想される。

また、赤土等の流出問題が県民一体となって取り組むべき課題であることから、本「設計指針」については、広く県民に公表するものである。

このため、それぞれの現場の職員や関係者はこれらのことと十分認識し、本「設計指針」の活用を図るとともに、防止対策を含めた赤土等の流出問題について、なお一層の調査・研究を積極的に推進していただきたい。

平成7年10月